

# 平成26年第2回甲良町議会臨時会会議録

平成26年11月28日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第12号 専決処分につき、承認を求めることについて  
（平成26年度甲良町一般会計補正予算（第4号））
- 第4 議案第48号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第49号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第50号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第51号 平成26年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議案第52号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第53号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第54号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第55号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第56号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第57号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第58号 平成26年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第15 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	山田裕康	3番	野瀬欣廣
4番	西川誠一	5番	濱野圭市
6番	丸山光雄	7番	木村修

9 番 丸 山 恵 二  
1 1 番 西 澤 伸 明

1 0 番 金 澤 博  
1 2 番 建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

2 番 阪 東 佐智男

8 番 藤 堂 一 彦

◎会議に出席した説明員

町 長 北 川 豊 昭  
総務課長 中 川 愛 博  
税務課長 上 田 和 光  
住民課長 川 嶋 幸 泰  
総務課参事 宮 川 哲 郎  
企画監理課長 中 川 雅 博  
人権課長 陌 間 守  
保健福祉課長 米 田 志保子

教 育 長 堀 内 光 三  
教 育 次 長 金 田 長 和  
産 業 課 長 若 林 嘉 昭  
建設水道課長 北 坂 仁  
学校教育課長 大 橋 太  
社会教育課長 山 本 昇  
会計管理者 寺 川 貴代美

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 陌 間 忍

書 記 山 崎 志保美

(午前10時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年第2回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 濱野議員および6番 丸山光雄議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

これより、北川町長の挨拶ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成26年第2回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、私ごとでございますが、11月16日から2週間、体調不良により長期休暇をいただき、皆様には大変ご心配をおかけいたしました。

さて、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第12号は、平成26年度甲良町一般会計補正予算(第4号)で、衆議院議員選挙費728万7,000円を追加し、総額36億3,276万円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものでございます。

議案第48号、49号、50号は、人事院勧告等に関する条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第51号は、平成26年度甲良町一般会計補正予算(第5号)で、主に給与制度の改正によるものでございます。なお、補正額の追加と減額が同額となりますので、補正後の予算額に変更はございません。

議案第52号は、平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2

号)で、25万2,000円を追加し、補正後の予算額を9億8,395万4,000円とするものでございます。

議案第53号は、平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)で、16万円を追加し、補正後の予算額を5億490万7,000円とするものでございます。

議案第54号は、平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)で、6万3,000円を追加し、補正後の予算額を2,296万3,000円とするものでございます。

議案第55号は、平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)で、35万4,000円を追加し、補正後の予算額を7億5,789万4,000円とするものでございます。

議案第56号は、平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)で、14万5,000円を追加し、補正後の予算額を6,892万4,000円とするものでございます。

議案第57号は、平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第3号)で、16万円を追加し、補正後の予算額を1億7,724万2,000円とするものでございます。

議案第58号は、平成26年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)で、現予算額内での流用でございます。よって、補正後の予算額に変更はありません。

同意第3号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものです。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○**建部議長** 次に、日程第3 承認第12号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第12号 専決処分につき承認を求めることについて。

平成26年度甲良町一般会計補正予算(第4号)

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** 専第12号専決処分書。

平成26年度甲良町一般会計補正予算（第4号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日。

甲良町長、北川豊昭。

それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

平成26年度甲良町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に728万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,276万円とするものです。それぞれの補正金額等につきましては、第1表で説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表、歳入、14款 県支出金、補正額728万7,000円。よって、歳入合計、補正前の額36億2,547万3,000円、補正額728万7,000円。計36億3,276万円でございます。

2 ページをご覧ください。

歳出、2款 総務費、補正額728万7,000円。よって、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、説明を終わります。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これを承認することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第12号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第48号から日程第6 議案第50号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第48号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第49号 甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第50号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

○**建部議長** 順次、提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第48号から議案第50号までについて一括してご説明を申し上げます。

今回の給与条例等の改正につきましては、今般の人事院勧告によります所要の改正でございます。概要につきましては、給料月額を平均0.3%の引き上げ、12月の勤勉手当の0.15カ月の引き上げ、通勤手当の所要の改正というものでございます。

議案第48号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

1枚めくっていただきまして、甲良町特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例。

第1条、甲良町特別職の職員の給与に関する条例。昭和30年、甲良町条例第13号の一部を次のように改正する。

第3条ただし書き中、「100分の155」を「100分の170」に改める。

第8条中、「寒冷地手当および」を削る。

第2条、甲良町特別職の職員の給与に関する条例。昭和30年、甲良町条例第13号の一部を次のように改正する。

第3条ただし書き中、「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

付則。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第49号の説明を申し上げます。

甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改

正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

めくっていただきまして、甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例を改正する条例。

第1条、甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例。昭和30年、甲良町条例第6号の一部を次のように改正する。

第2条ただし書き中、「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条、甲良町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例。昭和30年、甲良町条例第13号の一部を次のように改正する。

第2条ただし書き中、「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

付則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

次に、議案第50号をお願いいたします。

議案第50号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

めくっていただきまして、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。甲良町職員の給与に関する条例。昭和30年、甲良町条例第9号の一部を次のように改正する。

第15条、第2項、第2号、イ中、「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中、「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中、「8, 900円」を「1万円」に改め、同号オ中、「1万1, 300円」を「1万2, 900円」に改め、同号カ中、「1万3, 700円」を「1万5, 800円」に改め、同号キ中、「1万6, 100円」を「1万8, 700円」に改め、同号ク中、「1万8, 500円」を「2万1, 600円」に改め、同号ケ中、「2万900円」を「2万4, 400円」に改め、同号コ中、「2万1, 800円」を「2万6, 200円」に改め、同号サ中、「2万2, 700円」を「2万8, 000円」に改め、同号シ中、「2万3, 600円」を「2万9, 800円」に改め、同号ス中、「2万4, 500円」を「3万1, 600円」に改める。

第23条、第2項、第1号中、「100分の67.5」を「100分の82.5」

に改め、同項第2号中、「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

付則第19項中、「100分の1.0215」を「100分の1.2375」に改め、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表1を次のように改めるということで、別表1につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○**西川議員** 4番 西川です。ちょっとわかりづらいところがあったので。1条と2条のところの話があるんですが、各条項とも。2条のところをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 2条につきましては、来年6月の手当に関係するものでございます。まとめて今回、提出させていただいたものでございます。1条につきましては、この12月の手当に関係してくるものでございますので、臨時会を開催させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

来年の6月と12月の分が4月1日からの改正になります。それから、1条につきましては、この12月分の改正ということでございます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)



○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第7 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第51号 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 平成26年度甲良町一般会計補正予算(第5号)につきまして、第1表、歳出予算補正で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正、1款 議会費、補正額57万9,000円、2款 総務費415万円の減、3款 民生費3万1,000円、4款 衛生費42万4,000円、6款 農林水産業費52万円、7款 商工費8万1,000円、8款 土木費38万9,000円、10款 教育費142万7,000円。

2ページをご覧ください。

13款 諸支出金23万6,000円、14款 予備費46万3,000円。よって、歳出合計は、補正前の額、36億3,276万円、補正額ゼロ円、計36億3,276万円でございます。

以上で、説明を終わります。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第8 議案第52号から日程第14 議案第58号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第52号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。議案第53号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。議案第54号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)。議案第55号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。議案第56号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。議案第57号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第3号)。議案第58号 平成26年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

○**建部議長** 順次、提案説明を求めます。

住民課長。

○**川嶋住民課長** 議案第52号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出の総額にそれぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億8,395万4,000円をお願いするものでございます。

1ページ、1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。8款 繰入金25万2,000円の補正額でございます。歳入合計、補正前の額9億8,370万2,000円、補正額25万2,000円。計9億8,395万4,000円でございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費25万2,000円の増額でございます。歳出合計につきましては、歳入合計と同じでございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 次に、建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 議案第53号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、総額歳入歳出それぞれ5億490万7,000円をお願いするものでございます。

1ページ、第1表をお願いいたします。

歳入、2款 繰入金、補正額16万円の追加でございます。歳入合計といたしまして、補正前予算額が5億474万7,000円、16万円の追加補正額で、合計といたしまして、5億490万7,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出です。1款 総務費16万円の追加でございます。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

以上でございます。

○**建部議長** 次に、人権課長。

○**陌間人権課長** 議案第54号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)のご説明をさせていただきます。表紙の裏面をお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,296万3,000円とお願いするものでございます。

1ページをお願いします。

歳入、2款 繰入金6万3,000円の補正でございます。歳入合計、補正前の額2,290万円、補正額6万3,000円、合計2,296万3,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出、1款 総務費、補正額6万3,000円。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 次に、保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 議案第55号 平成26年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。予算書、表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億5,789万4,000円とすることを願います。

1 ページ、第1表をお願いいたします。

歳入、3款 国庫支出金、補正額4万1,000円、5款 県支出金、補正額2万1,000円、6款 繰入金、補正額29万2,000円、歳入合計、補正前の額、7億5,754万円、補正額35万4,000円、合計7億5,789万4,000円でございます。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費、補正額27万1,000円、3款 地域支援事業費、補正額10万4,000円、7款 予備費、補正額2万1,000円の減でございます。歳出合計は、歳入合計額と同額でございます。よろしく願います。

○建部議長 次に、住民課長。

○川嶋住民課長 議案第56号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、14万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,892万4,000円に願います。

1 ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 繰入金、補正額7万5,000円、5款 諸収入7万円。歳入合計、補正前の額6,877万9,000円、補正額14万5,000円、計6,892万4,000円でございます。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費7万5,000円の補正額でございます。3款 諸支出金7万円の補正額でございます。歳出合計は、歳入合計と同じでございます。よろしく願います。

○建部議長 次に、産業課長。

○若林産業課長 議案第57号 平成26年度甲良町せせらぎの里運営事業特別会計補正予算（第3号）を説明申し上げます。予算書の裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,724万2,000円と願います。

1 ページをお開きください。

歳入でございます。1款 繰入金、補正額16万円。歳入合計、補正前額1億7,708万2,000円、補正額16万円、計1億7,724万2,000

円でございます。

続きまして、2ページをお開きください。

歳出でございます。1款 事務所費、補正額16万円。歳出合計は、歳入合計額と同額でございます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○建部議長 次に、建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、議案第58号 平成26年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

収益的支出、第2条、平成26年度甲良町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正させていただきます。

支出です。第1款 事業費用、既決予定額が2億1,588万円、補正は、予備費充用により組みかえを行うもので、補正額はゼロです。よって、補正後の予定額も同額でございます。

第3条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。予算第6条に定めた金額を、次のように改める。1、職員給与費、既決予算額が、1,427万円、補正予定額が28万円、補正後の予定額合計が1,455万円でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第53号は可決されました。  
次に、議案第54号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第54号は可決されました。  
次に、議案第55号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第55号は可決されました。  
次に、議案第56号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第56号は可決されました。  
次に、議案第57号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、議案第57号は可決されました。  
次に、議案第58号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。  
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第15 同意第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年11月28日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となったため、次の者を選任することにつき、地方税法第423条第4項の規定により、議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字呉竹70番地1、氏名、建部眞理子、生年月日、昭和27年7月31日生まれでございます。

建部氏につきましては、甲良町役場で41年間勤務をされたうち、およそ15年間は税務課勤務であり、固定資産関係についても詳しく理解がありますので、今回、選任をお願いするものでございます。何とぞよろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。建部眞理子氏については、固定資産税の徴収にかかわって、納税義務者でない方から10年近く徴収をされている期間と私はかわりました。それで、この評価委員の内諾を得るにあたって、何か反省の弁など言っておられましたら、説明、ご報告願いたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** そちら辺のことについては、お話は伺っておりません。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 反対討論です。先ほど質問でも言いましたように、固定資産税の納税義務者でない方から10年近く徴収を続けておられました。たまたま支払いが困難だということで相談を受けて、その状況を見ますと、納税義務者でない方が払っておられました。すぐさま還付の申し立てをいたしました。そのときに税務課長さんでありました。その回答は、還付の時効で5年しかできないと。つまり、請求人が5年をさかのぼってできないわけですが、町の方はその間違いを率直に改めて、返還を5年分されました。続けて、払った分、つまり、9年を超えています、9年分、10年近くの分を返還をして、取り間違いだったということをきちっと証明をしてほしいと、そういう意思をあらわしてほしいと言いましたが、そうはなりませんでした。

つまり、これはみなし相続人、納税義務者が死亡された後のみなし相続の手続き、通知手続きなどが、課税のイロハがされていなかったことで起こった問題です。管理職としての真摯な反省がその場でも、なぜ間違ったのか、法令がどうだったのかという点での説明が一切ないまま、すいません、すいませんの一点張りでありました。そういう点でも、真摯な反省が見られないというように私は思います。

固定資産税の評価の審査を公平、公正に行うという審査委員の役割から見れば、私はふさわしくないと思ひまして、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、同意第3号は同意されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年度、第2回目の臨時議会を開催させていただきました。提案をさせていただきました承認1件、議案が11件、同意案件が1件、計13件、全議案のご承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

いよいよ今年も押し迫ってまいりました。朝晩、非常に寒さも厳しくなっ



てまいりました。議員の皆さんもお風邪などひかないように、十分お体の方もご自愛をいただきながら、いよいよ12月に入りますと、選挙も行われます。それぞれの立場でまたご活躍いただくこともあろうかと思いますが、頑張っていたきたいなと思っております。本日は、大変ご苦労さんでございました。

○**建部議長** これをもって、平成26年第2回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 濱 野 圭 市

署 名 議 員 丸 山 光 雄